

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2025 年 12 月6日～2026 年1月9日

○ 意見提出数:11 件

※意見提出数は、意見提出者数としています。
※いただいた御意見につきましては、原文のまま記載しております。

受付順	意見提出者
1	一般社団法人テレコムサービス協会
2	KDDI 株式会社
3	ソフトバンク株式会社
4	個人（8 件）

提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏 まえた案の 修正の有無
2 回線目以降の追加契約に際しての簡易な本人確認方法の見直しについては、多要素認証等の追加実施により当人認証レベルを高めることで消費者の利便性を維持しつつ犯罪の起点となることを抑止することができるものと考えますため、本案に賛同いたします。 （一般社団法人テレコムサービス協会）	本案についての賛同の御意見として承ります。	無
・ 犯罪行為に高度化に伴い、簡易な本人確認方法を悪用した不正契約が判明している状況に対し、2 回線目以降の追加契約を行う際の本人確認方法を強化することについて、賛同いたします。 ・ 一方、今回の改正後の条文は自然人及び非対面の契約を想定とした内容になっており、法人及び対面の契約の運用実態に即した条文にさせていただくよう要望いたします。また、対応を行うため、一定の移行期間を設けていただけるよう要望いたします。 ・ 過去に交付した電子データを含む何らかの書面（契約書面、請求書等）の写しを法人から提示（または送付）いただくことを以て、既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行ったとする運用を認めていただくよう要望いたします。 ・ 契約当人しか知り得ないユニークな番号（請求コード等）を法人から確認する運用を認めていただくよう要望いたします。 （KDDI 株式会社）	本案についての賛同の御意見として承ります。 後段については、御意見を踏まえて、法人の契約時の本人確認方法について、修正を加えています。なお、法人の本人確認においては、新施行規則の施行日から 6 か月の間、旧施行規則に基づく対応がとれるよう、附則に経過措置を規定することとしました。	有

昨今の犯罪行為の高度化に伴い、ID 及びパスワード方式で本人確認をしたものについて、不正契約が行われている事態を踏まえれば、現行法令上実施可能とされている簡易な本人確認手法において本人認証性を向上させる規定の見直しは必要と考えられ、改正案の主旨について賛同します。 一方で、本人確認強化の対象について、利用者の類型や取引の態様を問わず一律の対応を求めることについては、不正リスクに応じた措置という観点から慎重な検討が必要と考えます。 この点、法人契約については、簡易な本人確認手法が認められている場合であっても、契約担当者の本人確認が法令上義務とされているほか、各携帯電話事業者においては契約担当者と法人との関係性確認も行った上で契約締結をしており、一定の統制が確保された取引形態となっているため、当社の事例に照らしても不正のリスクは高くありません。加えて、法人契約における日頃の取引においては緊急での対応が必要となるケースもあり、法人契約における法人としての確認行為を強化することは、お客様の利便性の著しい低下につながるおそれがあります。 したがって、法人契約を個人契約と全く同列に扱うことは適切ではなく、本省令の改正及び施行にあたり、以下の内容を要望します。 - 法人契約については、個人契約と同一の本人確認強化措置を一律に適用するのではなく、リスクの態様が異なることを踏まえ、今回改正の適用対象外としていただくこと。 - 上記が困難である場合においては、携帯電話事業者における受付体制の整備に相当の時間を要するため、令和 8 年 4 月 1 日に施行を予定している携帯電話不正利用防止法省令改正の施行日について、一定期間の後ろ倒しまたは経過措置等を設けていただく等、円滑な移行に必要な措置を講じていただくこと。	本案についての賛同の御意見として承ります。 後段については、御意見を踏まえて、法人の契約時の本人確認方法について、修正を加えています。なお、法人の本人確認においては、新施行規則の施行日から 6 か月の間、旧施行規則に基づく対応がとれるよう、附則に経過措置を規定することとしました。	有
---	--	----------

・ 加えて、法人の確認に関しては、生体認証の利用ができず、また現行改正案の内容では確認手段が相当限定されてしまう点が懸念されるため、多様な確認方法が幅広く認められる内容とし、現行の法人企業の取引に対する影響が最小限となるよう規定及び運用を整備いただくこと。 （ソフトバンク株式会社）		
1. はじめに 本改正案は、携帯電話契約を悪用した特殊詐欺や不正利用を防止するための重要な取り組みであると理解しています。近年、複数回線を容易に契約できる仕組みが犯罪に悪用され、国民に深刻な被害をもたらしています。本人確認の厳格化は、国民の安心を守るために不可欠です。私は過去に免許証をひったくられ、その免許証を使って高額なスマートフォン契約をされてしまい、後日請求書が届くという被害を受けました。担当した店舗の店員が免許証の写真をきちんと確認していなかったことが原因であり、現行の本人確認の甘さを痛感しました。このような実体験を踏まえ、本人確認の強化を強く求めます。 2. 現状の課題 店員による目視確認のみでは、免許証の写真と本人の一致を十分に確認できない。既存契約情報を利用した簡易な追加契約方法が、特殊詐欺グループに悪用されている。書類の偽造や盗難に対して、現行制度は十分な防御力を持っていない。 3. 改正案で強化すべき方向 (1) デジタル本人確認の導入 運転免許証やマイナンバーカードの IC チップを読み取り、顔認証と組み合わせる。店員の目視確認に加え、システムによる自動照合を必須化する。 (2) 多要素認証の導入 写真+IC チップ+生体認証（指紋や顔）を組み合わせることで、盗難や偽造を防ぐ。オンライン契約の場合も同様に、複数の認証要素を必須化する。	御意見は参考として承ります。	無

る。 (3) 追加情報の活用 免許証に記載されている「身長」などの情報を本人確認に活用する。顔写真をより鮮明に表示し、本人との照合を容易にする。 (4) 契約時の二重チェック 店員の確認だけでなく、システムによる自動照合を必須化。不一致が検出された場合は契約を停止し、追加確認を行う。 4. 国際比較からの示唆 韓国では、住民登録番号＋顔認証＋SMS 認証を必須化し、さらに「1 人が持てる回線数の上限」を設けている。特殊詐欺対策として有効。EU では、電子 ID と顔認証を AI で照合する仕組みが普及。本人確認の自動化が進んでいる。インドでは、Aadhaar 制度で指紋や虹彩認証を導入し、銀行や携帯契約に活用。UAE では、出入国管理に虹彩認証を導入し、高精度な本人確認を実現。これらの事例から、日本も「AI 判定付き顔認証」「回線数の上限」「IC チップ照合」を組み合わせることで、詐欺防止と利便性を両立できると考えます。 5. 国民目線での必要性 本人確認の強化は、特殊詐欺や不正利用を防ぐだけでなく、国民の生活を守るために不可欠です。免許証盗難による不正契約のような被害は、誰にでも起こり得ます。国民が安心して携帯電話を利用できるよう、本人確認を徹底的に強化してください。 6. 本人確認の未来予測 将来的には、本人確認技術は以下の方向に進むと予測されます。AI 判定付き顔認証（主流化）→ 偽造写真やマスクを見破る「生体探知機能」を備えた AI 顔認証が普及。スマホや空港で既に導入されており、携帯契約にも広がる見込み。虹彩・網膜スキャン（限定利用）→ 高精度だが専用機器が必要。空港や軍事施設など高セキュリティ環境で限定的に利用。体内チップ（普及は困難）→ スウェーデンなどで試験導入例はあるが、倫理・人権問題が大きく、広く普及する可能性は低い。結論として、AI 判定付き顔		
---	--	--

認証＋IC チップ照合＋多要素認証が本人確認の未来の主流になると考えます。これにより、利便性と安全性を両立し、国民の安心を守ることが可能です。 7. 結論 本人確認の厳格化は、特殊詐欺や不正利用防止のために必要不可欠です。私は以下を強く提案します。IC チップ読み取りや顔認証など、デジタル技術を活用した多要素認証を導入すること。店員の目視確認に加え、AI 判定による自動照合を必須化すること。免許証の身長情報や鮮明な顔写真を活用し、本人確認を強化すること。契約時の二重チェックを制度化し、不一致があれば契約を停止すること。将来的には AI 判定付き顔認証を主流とし、虹彩認証なども高セキュリティ分野で検討すること。これらを実現することで、国民の安心と信頼を高め、特殊詐欺や不正利用を未然に防ぐことができると考えます。 (個人 A)		
携帯電話の加入・更更新続の、電子手続きの規定と見るが、そもそも 携帯電話（スマートフォン）を利用しなければ 電子手続きができない場合のフォールバックが規定されていないではないか。 手続き方法は 携帯各社が選ぶとしても、電子手続なしで手続き出来る方法を必ず確保する様、義務付けるべきだ。 (個人 B)	今般の意見募集については、2 回線目以降の追加契約時の簡易な本人確認方法として多要素認証を用いた認証を導入することに伴う省令改正に関するものであり、御意見は参考として承ります。	無
時代はパスキーですよ！ (個人 C)	今般の意見募集については、2 回線目以降の追加契約時の簡易な本人確認方法として多要素認証を用いた認証を導入することに伴う省令改正に関するものです。パスキーのようなフィッシング耐性のある多要素認証は、今般の多要素認証	無

	での方式として認めており、このような方式の採用が望ましいと考えています。	
勿論賛成なのですが、それよりも犯罪に使われる目的で携帯番号を取得した場合、その番号を取得した者、提供した者、悪用した者、全員に執行猶予を付けない有罪判決を必須として欲しいです。知らなかった、反省している、などで不起訴や執行猶予付きの判決が多発しており、被害者の深刻な被害を考えれば、刑罰が軽すぎます。10 回線以上は極形でも構いません。 (個人 D)	本案についての賛同の御意見として承ります。 今般の意見募集については、2 回線目以降の追加契約時の簡易な本人確認方法として多要素認証を用いた認証を導入することに伴う省令改正に関するものであり、後段の御意見は参考として承ります。	無
個人契約における携帯音声通信役務の本人確認は、原則としてマイナンバーカード（個人番号カード）に基づく方法に一本化することが最も合理的であると考えます。現行運用では、初回契約よりも複数回線の追加、再発行、名義変更、MNP 等の局面で手続きが簡素化され得るため、攻撃者にとって「突破しやすい工程」が生まれやすく、本人確認の強度が取引類型によって揺れる構造になり得ます。したがって、回線数や手続種別にかかわらず、個人契約は一貫して高保証の本人確認を要求する設計に改めるべきです。 この要請は、利便性の議論ではなく、犯罪抑止上の必要性から説明できます。電話番号は特殊詐欺等の接触手段として悪用され続けており、近時は携帯電話への架電が中心となる被害類型も示されています。また、SIM スワップは、偽造した本人確認書類等によるなりすましで SIM 再発行等を通し、SMS 認証を突破して不正送金等に至る典型例であり、本人確認の強化要請後に被害が激減したことは、本人確認の強度が被害発生を左右することを裏付けています。ゆえに「個人契約だけは例外的に従来書類でも可」といった幅の広い許容は、制度目的（不正契約・詐欺目的契約の抑止）に対して合理性を欠くと考えます。 一本化の対象としてマイナンバーカードが合理的である理由は、本人性確認の基盤が全	御意見は参考として承ります。	無

国で標準化されており、IC チップおよび公的個人認証を用いた真正性確認・なりすまし耐性を制度的に担保しやすい点にあります。さらに、スマホ用電子証明書や iPhone での利用など、カードを起点としつつ携帯端末側で高保証認証を実現する仕組みが整備されつつあるため、手続を「カード現物の提示」に固定せずとも、本人確認の厳格化と利用者負担の低減を両立できます。 運用面では、番号そのものの収集や目視確認を目的化せず、公的個人認証等により「本人であること」の検証結果のみを取得し、記録保存も必要最小限に限定する設計が、プライバシー配慮と不正抑止を同時に満たします。以上より、個人契約については、新規契約、複数回線追加、SIM 再発行、eSIM 再発行、MNP、名義変更等の一連の手続を通じて、本人確認手段をマイナンバーカード(個人番号カード)に基づく高保証方式へ統一する方向で、本省令改正案において明確化することを求めます。 (個人 E)		
不正契約への対処の重要性は認めるが、犯罪行為とは無関係の国民の利便性が低下するため省令案のようなアプローチには反対であり、代わりに一の通信事業者で契約可能な音声通話回線数の一人あたりの上限(3 回線程度)を設けるようにすべきである。 (個人 F)	御意見は参考として承ります。	無
昨今の犯罪行為が高度化したわけではなく、根本的な原因は利用者の ID 及びパスワードの使い回しであり、利用者の認識不足である。ID 及びパスワードの使い回しによる被害は流出したプラットフォームの責任及び利用者の自己責任であり、ID 及びパスワードが流出していない他の利用者に負担をかけたたり、迷惑をかけたりするべきではない。 したがって、本件改正案は ID 及びパスワードの使い回しにより被害は流出元及び利用者責任と明記すると改正すべき、本案を取り消すべきである。 (個人 G)	御意見は参考として承ります。	無

省令案に反対します。本人確認の厳格化は新たな犯罪・個人情報漏洩の危険・コスト増大を生むだけで、国民負担が増えるだけです。 IC 読み取り必須化（マイナンバーカード事実上義務）はイタチごっこで、新手口の偽造を防げず、データ集中で漏洩リスクが増大します（2025 年個人情報漏洩事件増加、警察庁データ）。事業者・利用者のコスト（装置導入・手続き時間）が転嫁され、低所得層の契約障壁が高まり格差拡大を招きます。 通信は根幹インフラなのに、民間利益優先が不正の温床です。厳格化で対策したふりをするより、代替手段（目視・電話確認）を維持し、公共料金化（月 3,000 円以下上限）で公平利用を実現してください。これで金儲け優先を終わらせ、すべての国民が安心して通信を利用可能になります。省令案の見直しを強く求めます。 （個人 H）	御意見は参考として承ります。	無
---	-----------------------	----------